

秋田県告示第153号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年3月31日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 変更に係る遊漁規則の名称、漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

変更に係る遊漁規則の名称	漁業権者の名称及び住所	漁業権の免許番号
内共第26号第五種共同漁業権遊漁規則	馬場目川漁業協同組合 南秋田郡五城目町小池字岡本下台55番地16	内共第26号

2 遊漁についての変更の範囲

(1) 遊漁期間

変 更 後		変 更 前	
第4条		第4条	
魚種	期間	魚種	期間
いわな、やまめ	4月1日から9月20日まで	いわな、やまめ	3月21日から9月20日まで

(2) 禁止区域

変 更 後		変 更 前	
第5条		第5条	
区域	期間	区域	期間
<ul style="list-style-type: none"> 馬場目川川台堰堤上流端より上下流100メートルの区域 馬場目川戸村頭首工の上下流50メートルの区域 	1月1日から12月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> 馬場目川川台堰堤上流端より上下流100メートルの区域 	1月1日から12月31日まで

(3) 遊漁料の額及び納付方法

変 更 後				変 更 前			
第7条				第7条			
魚種	漁具・漁法	遊漁料		魚種	漁具・漁法	遊漁料	
いわな、やまめ	手釣・さお釣	1日 1,000円	1年 5,000円	いわな、やまめ	手釣・さお釣	1日 700円	1年 4,000円

3 変更後の遊漁規則の施行日

令和5年3月20日